

2017年6月定例会 倉茂政樹議員の一般質問

○副議長（阿部松雄） 本日の会議を再開します。

次に、倉茂政樹議員に質問を許します。

〔倉茂政樹議員 登壇〕（拍手）

◆倉茂政樹 日本共産党議員団の倉茂政樹です。通告に従い、質問します。

まず1、種子法廃止に伴う本市の認識について伺います。

種子法とは、主要農作物種子法のことです。そして、主要農作物とは米、麦、大豆などですが、主に米について取り上げたいと思います。

種子法、主要農作物種子法が来年、2018年4月に廃止されることになりました。国民の主食である米にかかわる重要な法律が、まともな審議もなく廃止されたことに強い憤りを覚えるものです。この種子法は、1952年5月、サンフランシスコ講和条約が発効した翌月に制定されました。戦中から戦後にかけて食糧難を経験した日本が主権を取り戻すのとほぼ同時に制定されたことに、二度と国民を飢えさせない、国民に食糧を供給する責任を負うという並々ならぬ決意が感じられます。

実に当たり前のことですが、種子がなければ作物は育ちません。家畜も餌として植物を食べていますから、私たちの生命を支えているのは種子であるといっても過言ではありません。「種子が消えれば食べ物も消える。そして君も」という研究者の言葉をかみしめる必要があると思います。

さて、この種子法の目的は、優良な種子の生産及び普及を促進し、主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることであり、都道府県に対し、奨励する品種を決定することを義務づけることです。品種の選定から、最終的に種子が農業者の手に引き渡されるまで、専門的な知識、技術と厳しい管理が必要だからです。これは、国や都道府県が新しい品種を公共の資産として持つという考え方をあらわしています。しかも、奨励品種を決定する際、気象、土壌などを十分考慮するよう求め、その結果、北海道のゆめぴりか、青森の青天の霹靂、群馬のあさひの夢、栃木のなすひかりなど、現在、300を超える米の品種がつくられています。土壌や気象条件に合った新しい優良品種を公的機関が責任を持って開発し、普及し、振興し、地域の農業を守ってきたのが主要農作物種子法でした。

また、種子法は主要農作物の原種及び原原種の生産を行うことを都道府県に義務づけていますが、これには多くの人手と費用、時間がかかります。一般的に、農家の手にわたるまで3年です。さらに、生産する圃場を指定、審査し、そしてその生産された種子、原原種、原種の審査に加えて、奨励品種を決定する審査や、指定種子を生産する農家への指導も行います。ちなみに採種農家、つまり一般農家に売るための種子をつくる農家は、それぞれの年に異なった品種がまじらないように細心の注意を払い、育苗から収穫、出荷まで各段階で第1次審査、第2次審査を受けるなど、本当にきめ細かな管理と高い技術、経験が求められるのです。

質問です。（1）、種子法は新しい優良品種を公的機関が責任を持って開発し、普

及し、振興し、地域の農業を守る役割を果たしてきましたが、これを廃止したことによる本市の米への影響についての認識を伺います。

○副議長（阿部松雄） 篠田市長。

〔篠田 昭市長 登壇〕

◎市長（篠田昭） 倉茂政樹議員の御質問にお答えします。

主要農作物種子法は、昭和 27 年に、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、圃場審査その他の措置を行うことを目的に、都道府県に一律に原種、原原種の生産や優良な品種を決定するために必要な試験などを義務づける法律と認識しています。

本法律の廃止は、平成 29 年 4 月 21 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日より施行されます。この法律の廃止による本市の米への影響としては、種子の価格高騰のほか、種子の独占、寡占、特許申請などにより、企業が売りたいものを農業者へ押しつけるようなデメリットが考えられる一方、品種の多様化による選択枝の広がりや、生産コスト削減による種子価格の引き下げ、収量増加による所得向上などのメリットも考えられます。また、国が都道府県に対して行った調査では、法律の廃止後も引き続き種子の生産、管理、供給を継続していく意向が確認されたことから、国はこれらの事務に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じるよう予算確保に努めていくとしています。

本市としては、農家の不安を解消するためにも、県に対し、これまでどおりしっかりと種子の生産にかかわるよう働きかけていきます。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 この種子法の廃止について、昨年 10 月の規制改革推進会議農業ワーキング・グループに出された資料には、「地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」と記されています。この地方公共団体の中心のシステムとは、種子法に基づく都道府県のさまざまな義務や取り組みを指していますが、現状では、公と民間の競争条件が同じではない、よって民間が参入しにくいからというのが廃止の主な理由です。

種子は育成に時間がかかり、先ほども言いましたが 3 年間かかります。厳密に管理して、良質で純度の高いものにしていきます。当然コストがかかります。国は、農業競争力強化プログラムで生産資材価格の引き下げをうたっています。民間が参入することによって、農業資材である種子の値段は下がるのでしょうか。農林水産省の資料によれば、種子代金 20 キログラムの価格は、主食用に用いられる品種で、石川県のコシヒカリが 7,920 円、民間のとねのめぐみは 1 万 7,280 円、2.1 倍です。業務用ですと、北海道のきらら 397 が 7,100 円、民間のみつひかりは 8 万円です。実に 11 倍。民間が参入すると価格が下がるとは思えません。かえってはね上がるのではないかと懸念が生じます。政府は、資材価格を下げろ下げろと言いながら、種子の価格については民間の競争力を阻害するほど安過ぎるから問題だと、大変おかしな話だと思

ます。

民間への開放という点で、もう一つの懸念があります。農業競争力強化支援法には、国や都道府県が持つ知見を民間に提供しと明記されています。知見とは、これまで開発し、保全してきた種子や技術のことです。都道府県が税金を使って開発してきた品種を民間に提供し、民間はその提供された品種で新たな商品を開発して、例えば特許料込みの価格で農家に販売するとなると、材料は税金を使った公から、いわば払い下げで入手して、開発した商品は特許で保護して農家に自由に使わせないとすれば、民間企業は国民から二重に収奪することになります。さらに、この民間が外資系多国籍企業となると、TPPにかわる二国間協定でも導入が懸念されているISD条項に触れる可能性も出てきます。

種子は、遺伝子情報の操作可能性が発見されてからは付加価値をつけることが可能となり、遺伝子を制するものが農業と食を制するという状況になっています。私たち消費者は何を食べるのかを、農家は何をつくるのかを自分で選んで決める権利が食料主権です。民間の種子ビジネス、外資系多国籍企業によって、農家は企業が売りたい、つくらせたい種子を購入せざるを得ず、その結果、消費者の食べたいものを選ぶ権利が狭められてしまいます。

(2)、種子法の廃止により、外資系多国籍企業による食料主権の侵害が起こる懸念があると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（阿部松雄） 篠田市長。

〔篠田 昭市長 登壇〕

◎市長（篠田昭） 議員の御懸念のとおり、世界の種子ビジネスで大きなシェアを持つ外資系企業も存在しています。

このたびの種子法廃止の国会審議の際には、参議院農林水産委員会から、特に長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めることとの附帯決議が採択されています。

現在、国内においては、これまでに国や都道府県が開発した日本の気候や土地条件に適した多くの品種が供給されており、その中から消費者の嗜好に合った品種が栽培されています。種子法の廃止により、これまでよりも多くの民間事業者が参入することも考えられますが、これまでも民間事業者が種子を供給してきた状況を踏まえすと、参入によって民間事業者の種子が直ちに市場を席卷する可能性は低いものと思っています。

本市としては、中長期的に見て生産者へ安定的に多種多様な品種の種子が利用しやすい価格で提供され、消費者の多様な嗜好性に応えられる環境となるよう、市場動向を注視しつつ、必要に応じて国や県へ対応を働きかけていきます。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 種子は農業生産の最も基礎的な農業資材であり、種子法の存在は国の姿勢を示していました。しかし、予算措置の根拠法である種子法がなくなったということは、国からの財政的支援の裏づけがなくなったということになります。先ほどからの懸念に加え、都道府県と関係者が積み上げてきた高い安全性と公共性を持つ種子の生産・普及体制がなくなるのではないかと。さらに、これまで続けてきた都道府県の品種開発の継続は、奨励品種制度は今後どうなるのでしょうか。

例えば、愛知県にはミネアサヒという地域品種があります。愛知県三河地方にだけ流通していて、栽培面積もわずか1,400ヘクタール、幻の米と言われているそうです。コシヒカリ系統を親に開発されて、標高300メートルから600メートルの地域向けの奨励品種に指定されています。このミネアサヒのような、同じ県でも山間部と平野部では奨励品種が違ったり、あるいは消費者ニーズに合った多様な食味を持つ米を開発するといった商品開発は民間にはできないでしょう。コストに見合った収益を上げる見通しがなければ手を出さずがありません。地域や食味の多様性が失われる可能性が出てきます。

安全性についてはどうでしょうか。世界の種子市場は、アメリカ、モンサント社などの多国籍企業3社が50%を超えて支配しています。バイオテクノロジーで遺伝子組み換え品種を生産、普及し、自社作物と農薬をセットで売りつけるのが特徴です。農薬に強い遺伝子を持つ種子と、除草剤ラウンドアップ、この主成分のグリホサートには発がん性があるとの報告がありますが、この除草剤を組み合わせて売ります。また、種子は特許商品ですから、農家は自分で種をとることができません。農家は毎年種子を購入し続けなければならないし、セットであるラウンドアップも使い続けなければならないし、仮に使わないと、種子の管理が徹底していないと訴訟を起こされます。外資系多国籍企業の種子ビジネスへの参入を許すなら、このような懸念も生じてきます。

(3)、種子法は廃止されましたが、これまでと変わらない主要農産物の品種改良と良質で安価な種子の供給を保障する新たな仕組みの構築を国に求めるべきと考えますが、見解を伺います。

○副議長（阿部松雄） 村上農林水産部長。

〔村上徹也農林水産部長 登壇〕

◎農林水産部長（村上徹也） 議員御指摘のとおり、種子は最も基礎的な農業資材です。日本の農業を支え、良質で安全、安価な種子を提供するためには、国、県、民間企業が連携し、一体となり、日本の主要農産物の発展に寄与することが重要と考えます。

このたびの農業競争力強化支援法に対する附帯決議では、「国及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供に当たっては、種苗が国家戦略物資であることに鑑み、すぐれた品種が国外に流出することのないよう知的財産の保護を図るとともに、種苗が適正な価格で提供されるようにすること」が採択されています。この附帯決議が確実に実行されることが、安定的に種子を供給することにつながると考えています。

本市としては、県に対し、これまでどおりしっかりと種子の生産にかかわるよう働きかけていきます。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 種子法はあくまで法律であって、義務が伴いました。附帯決議は、いわば努力目標です。先ほど指摘した安心、安全な種子を使って、私たちは食べたいものを食べたい、食味の多様性を保障するやり方を新たにこのまま続けるような仕組みが必要だと思えます。附帯決議があるからといって安心できないということを指摘して、次に行きます。

これまでは主に米の種子について伺いましたが、野菜についてです。

最近、さまざまな立場の人が地域に見合った品種の開発にかかわって、付加価値を見出して商品化し、その付加価値をまた地域に還元するという循環が見られ始めています。地域の自然に適応してきた作物が見直され始めています。例えば長野県では、農家が自家採種を続けてきたカブから品質のそろったF1品種、1代限りの品種ですが、これをつくって、民間種苗会社の協力を得て種子を供給しています。大分県では、地元の農業試験場が開発した大麦を大手焼酎メーカーが買い取って商品化していますし、広島県には、種子の貸し出し事業を実施しているところがあり、ここがリードして、一度はつくられなくなった作物を地域の特産品として復活させています。

本市の場合はどうでしょうか。農業活性化研究センターが、本市の伝統野菜について情報、種子の収集に取り組んでいます。伺ってお話を聞いてきました。ことし3月、島見ナス、一日市ナスの苗各300本を希望する農業者へ配りました。ほかには寄居かぶを研究中で、こちらは煮崩れしないと料理屋さんが注目しているとのことでした。

そこで、2000年3月発行の冊子をいただけてきました。これです。（資料を手を持って示す）「今に残る新潟の伝統野菜」という題名のこの冊子では、旧新潟市と当時の亀田町、横越町の伝統野菜15種が紹介され、地名のついたものでは女池菜、関屋かぼちゃなどが紹介されています。目を引いたのは、先ほど紹介した一日市ナスに関する県の園芸試験場にいらした方の記述です。既に種子を見つけることもできませんでしたが、一日市ナスの栽培が確認された写真まで見せていただいたと、発見の喜びがかいま見えます。この冊子の発行から17年たっていますし、合併して広くなった本市の新たな伝統野菜をいわば発掘し、栽培する、普及する、さらに郷土の伝統食に生かすことなども含め、地域の資源としても大いに有効活用できると考えますが、どうでしょうか。

また、にいがた在来作物研究会という会が設立されたとも伺いました。中心になっている方のレポートには、伝統野菜については明確な定義があるわけではないと記され、伝統野菜、果樹の存続のためには若い人の力を必要とする、新しい発想、感性で素材を生かす、郷土料理を味わうと同時に、次の世代へその味を継承する必要があるとまとめています。

そこで質問です。(4)、農業活性化研究センターの機能を生かし、新潟伝統野菜(在来作物)等の研究、普及を図ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。
○副議長(阿部松雄) 村上農林水産部長。

〔村上徹也農林水産部長 登壇〕

◎農林水産部長(村上徹也) 議員御指摘のとおり、全国的に地域で古くから栽培されていた作物、いわゆる伝統野菜の再評価が行われ、地域おこしなどに役立てられています。本市でも、新潟伝統野菜などの研究、普及については、農業活性化研究センターにおいて試験研究課題の一つとして取り組んでおり、市内の伝統野菜を探索し、特性調査、再評価を行い、優良系統の選抜と栽培技術の確立、産地形成を支援するなど、農家の所得向上に寄与したいと考えています。

今年度、農業者や県の試験研究機関OBなど、有志によるいがた在来作物研究会の発足に向けた準備が進められており、本市としてもかかわっていくこととしています。

今後とも農業活性化研究センター職員の専門性の向上とさらなる人材の確保に努めるとともに、関係機関、団体と連携、協働する中で業務を推進していきます。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長(阿部松雄) 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 ぜひ新潟ブランドとしていい野菜が普及していくことを願ってやみません。

次に2、水と土の芸術祭2018について伺います。

来年度、水と土の芸術祭を開催するとし、先ごろ実行委員会が結成されたとのことです。2009年が第1回で、今回で4回目です。昨年12月の記者会見で市長は、水と土の芸術祭について、いろいろな成果が出てきていると思いますが、基本的には文化に対する見方をかなり変えていただく効果があったとしています。さらに、今月の実行委員会総会では、新潟は文化創造という力が相当強いことが確認され、それが新たな分野にも伸びていると発言しています。

そこで改めて伺いますが、(1)、水と土の芸術祭は新潟の文化創造という力をどう強くしたのか、認識を伺います。

○副議長(阿部松雄) 中野文化スポーツ部長。

〔中野力文化スポーツ部長 登壇〕

◎文化スポーツ部長(中野力) これまで過去3回開催してきた芸術祭を通じて、本市の歴史や地勢的な成り立ち、暮らし文化などの地域の宝を市民みずから掘り起こし、光を当てることでシビックプライドの醸成につなげるとともに、本市の魅力を国内外に発信し、交流人口の拡大に寄与してきたと考えています。

この芸術祭を初めとする本市の文化活動が評価され、2012年度の文化庁長官表彰や、東アジア文化都市2015の国内代表都市の選定につながりました。また、回を重ねるごとに市民の文化活動が大きく活性化し、地域の課題解決に向けた取り組みが実

施されるなど、文化創造交流都市の歩みが着実に進んでいると感じています。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 改めて水と土の芸術祭の基本的な認識をお伺いしました。

次に（２）、文化活動に対する支援助成のあり方について伺います。

まずア、過去３回の水と土の芸術祭への本市の負担額と事業費全体に対する割合をお願いします。

○副議長（阿部松雄） 中野文化スポーツ部長。

〔中野 力文化スポーツ部長 登壇〕

◎文化スポーツ部長（中野力） 過去３回の水と土の芸術祭における本市の一般財源からの負担額と事業費全体に対する割合は、それぞれ、２００９年の第１回が約３億７３５万円で７７％、２０１２年の第２回が約１億８、９８７万円で６８％、２０１５年の第３回が約１億５、８３７万円で６３％となっています。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 確認ですが、市の決算によりますと、２０１５年は２億３、３００万円ではないですか。

○副議長（阿部松雄） 中野文化スポーツ部長。

〔中野 力文化スポーツ部長 登壇〕

◎文化スポーツ部長（中野力） 実行委員会に対する本市の負担金の額としては議員のおっしゃった額になりますが、芸術祭に対する文化庁からの補助金が本市に支払われていますので、それを差し引いた額で申し上げますと、先ほどの数字とパーセンテージになるということです。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 もう一つ確認ですが、文化庁からのお金も一回本市に入るわけですね。

○副議長（阿部松雄） 中野文化スポーツ部長。

〔中野 力文化スポーツ部長 登壇〕

◎文化スポーツ部長（中野力） 文化庁からのお金は、本市に対して支払われます。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 ややこしいから私からしゃべらせていただきますと、市の負担額、２００９年が約３億７００万円、２０１２年が約２億２、０００万円、２０１５年が約２億３、０００万円によるしいですね。

○副議長（阿部松雄） 中野文化スポーツ部長。

〔中野 力文化スポーツ部長 登壇〕

◎文化スポーツ部長（中野力） 議員のおっしゃるとおりです。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 次にイ、過去3回の水と土の芸術祭において、現代アートとして制作された作品の数と制作費用総額をそれぞれ伺います。

○副議長（阿部松雄） 中野文化スポーツ部長。

〔中野 力文化スポーツ部長 登壇〕

◎文化スポーツ部長（中野力） 過去3回の水と土の芸術祭において、新規に制作した作品数と制作費用の総額は、それぞれ、2009年の第1回が71点で約2億3,503万円、2012年の第2回が45点で約9,105万円、2015年の第3回が30点で約6,988万円となっています。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 次にウ、現在も継続展示されている作品及び保管されている作品の管理体制と管理費用をお願いします。

○副議長（阿部松雄） 中野文化スポーツ部長。

〔中野 力文化スポーツ部長 登壇〕

◎文化スポーツ部長（中野力） 現在、継続展示している作品は9点、保管している作品は7点あります。継続展示作品については、職員が定期的に巡回点検し、清掃などの環境整備を行い、破損を確認した場合は、必要に応じ作家や専門家と協議しながら修繕を行っています。また、保管している作品については、随時保管状況を確認しています。

なお、これらの作品の管理費用は、直近3カ年の平均で約341万円となっています。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 今回の2018基本計画、アートプロジェクトの事業内容には、芸術祭終了後も楽しめる新たな継続展示作品の設置も検討するとし、さらにメイン会場に集約したアート作品の一部を継続展示作品としともあります。また、過去の芸術祭で制作、設置した作品についても活用を図るものとするともありました。

先ほど答弁いただきましたが、水と土の芸術祭で展示されるアート作品は、芸術祭が終わると撤去される作品がほとんどです。しかしその一方で、芸術祭のときにだけ公開される保管作品が7作品、継続展示作品は9作品あるということでした。今おっしゃったとおり、昨年12月定例会での質問に対して、既存作品の管理については、職員が定期的に巡回を行い、必要に応じて作品のメンテナンスや改修を実施との答弁

がありました。

私、秋葉区にある2つの継続展示作品を見てきました。そのうちの1つは、新津美術館の入り口付近にあり、中へ入って鑑賞する作品ですが、入り口は大人1人がようやく通れるほどの作品です。いただいた作品メンテナンス計画では、毎日の作業が開錠、施錠を含めて5項目、さらに長期的管理として、5年から10年に1回の点検補修が7項目あります。作品を保護するため、冬場は4カ月間雪囲いをしますので鑑賞できません。昨年、2016年の鑑賞可能日を伺ったところ、わずか14日間とのことでした。

もう一つの作品、屋外にあるのですが、この作品のアート作品維持管理ガイドラインには、日常的管理として、秋葉丘陵自生のコケを採取、使用とあり、さらに、付近の状況になじむよう、ある程度自然に任せ、枯れ等、作品鑑賞に耐えられない状況になることが予想される場合のみ散水清掃等を行うとあります。また、展示期間は、作品性を保持できる期間です。そして、この作品の現状ですが、コケは剥げ落ちて骨組みが無残に露出しており、作品性を保持できる期間はとっくに過ぎていると私には思われます。2015開催に当たって、作家と協議し補修したとのことですが、現在の状態を作家の方はどのように認識なさっているのでしょうか。

このように、1つは継続展示とうたいながら年間で14日間のみ公開、もう一つは残念ながら当初の外観とは大きくかけ離れた現状です。おのおの、作家の方と覚書を交わしていることもあり、承知のこととは思いますが、私は疑問を感じざるを得ません。現代アートへの姿勢が問われるのではないかとすら思えます。

そこでお伺いしますが、エ、2018基本計画のアートプロジェクトにおける新たな継続展示作品の設置は再検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（阿部松雄） 中野文化スポーツ部長。

〔中野 力文化スポーツ部長 登壇〕

◎文化スポーツ部長（中野力） 継続展示作品は、水と土の芸術祭を記憶するものとしての役割と、次の芸術祭への連続性を図るよう、2009年の作品を中心に9点の作品を残しています。これまでに実施したさまざまなアンケートでは、一部作品を継続展示してほしいという意見も寄せられていたことから、次回の芸術祭では、新たな継続展示作品の可能性について検討していきます。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 継続展示作品の設置は、これから継続的にとおっしゃいますが、私が指摘した作品の現状や公開実績を考えるならば、次で一応一区切り、考え直したほうがいいのかと思います。

次に、この芸術祭に対する市の負担金について伺います。

先ほどの答弁、数字が若干違ってびっくりしたのですが、私が計算したとおり、市の負担割合は77%、79%、93%と、回を重ねるごとに、それは文化庁の金も入っていますが、いわゆる税金の割合がふえています。実行委員会形式ですが、前は93%

すから、ほぼ全額負担したと言えるのではないのでしょうか。この種の負担の割合はこれでいいのかと考えます。

本市には美術館が2つあり、実行委員会形式の企画に市がどれぐらいの割合で負担しているのかを調べてみました。平成24年、新潟市美術館で平山郁夫展が開かれましたが、このときの市の負担割合は約50%です。平成24年から平成28年までの本市の2つの美術館で開かれた実行委員会形式の展覧会での市の負担割合は、平均34%です。一方、新潟市芸術文化振興財団が市民の自主的な文化活動を支援するための助成は、会場費、舞台等製作費等を対象に、経費の2分の1以内、50%を助成し、しかも3回が限度です。

オ、芸術文化活動を行っている団体への助成回数は3回を限度としていることから、4回目となる水と土の芸術祭への本市の負担金は大幅に減額すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（阿部松雄） 中野文化スポーツ部長。

〔中野 力文化スポーツ部長 登壇〕

◎文化スポーツ部長（中野力） 水と土の芸術祭は、市民参加、地域主導を基本とし、地域文化を資源として捉え、それらを創造的に活用することにより未来の人づくり、まちづくりにつなげる、将来への投資的な側面を持った本市の重要な施策と考えています。

次回の芸術祭では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて世界から日本への関心が高まる中、本市の魅力を国内外へ発信するまたとない好機となります。この芸術祭を、本市の文化プログラム及び新潟開港150周年記念事業の主要事業に位置づけるとともに、北東アジアの文化交流拠点都市に向けて意義のあるものにしていきたいと考えています。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 三日三カ月三年という辛抱の時間があるのは御存じかと思えます。3回水と土の芸術祭をやって、またやるのかという声が聞こえるのです。いかに理解されていないか。先ほど投資的側面とおっしゃいました。そこがやはり市民が理解できないところではないかと思えますし、盛り上がり欠けているように私は感じています。おまけに市長は、今定例会の提案理由説明の中で、決算の見込みを報告しました。市税においては当初の見込みを下回りとし、地方消費税交付金においては大幅な減収と続け、財政状況は大変厳しいものとなりましたとしています。そのような厳しい財政状況の中で、水と土の芸術祭への市の負担を見直すこともしないというのは、到底市民の理解を得られないと指摘して、次の質問に移ります。

（3）、2018芸術祭のメイン会場となる万代島旧水揚場跡地を約7億8,000万円かけて整備して、2018芸術祭終了後どうするのかについて伺います。

市長は、この万代島旧水揚場跡地について、昨年12月の記者会見では、水と土の芸術祭のメイン会場に欠かせないと個人的には思っていると言っています。これはそ

うなりました。また、ことし1月の実行委員会設立総会では、酒の陣のときには最高の場所、大きな見本市を引っ張ってきたいと言っており、また、万代島にシンボルが立つようにとも発言しています。

ことし2月定例会で、我が党の平あや子議員が、この万代島旧水揚場跡地を含む多目的広場の稼働率、新たにぎわい空間となる見通しについて質問しました。都市政策部長は、いわゆる貸し館事業ではないとして、稼働率についての答弁がありませんでした。さらに、年間の維持管理経費や収支見込み、あるいは施設の耐用年数についても明確な見通しを示せませんでした。耐用年数に至っては、「末永く利用されることを期待しています」です。「末永く」です。結婚式のスピーチではないのです。さらに、にぎわう見通しについては、朱鷺メッセに76万人、ピアBandaïに85万人来ているが、点として存在し、連携していないとの協議会での指摘を紹介しただけでした。しかし、いずれも長期的な見通しについて語っていません。水と土の芸術祭のメイン会場にすることだけははっきりしています。しかし、その後の構想が極めて不明確です。

ことし1月末の第3回新潟西港・水辺まちづくり協議会に出された資料では、昨年11月、社会実験を4日間行い、スケートボード、ストリートバスケット、ダンスなどを実施して、約1,500人が参加したとありますが、委員からの、大カマ、これ万代島旧水揚場跡地の通称だそうですが、今後の利用方針はという問いに対しては、平成29年度は酒の陣のサブ会場など、平成30年度はさまざまな利用方法を検討していると答えているにすぎません。とにかく整備してから利用計画を考えようということになりませんか。

確かに、イベントをやれば一時のにぎわいをもたらすかもしれませんが。しかし、億単位の税金を使うなら、市民の暮らしを応援する方向に使うべきだという意見が出てくるのも当然だと思います。水と土の芸術祭のためだけとは言えない、明確な利用目的を伺います。

○副議長（阿部松雄） 大勝都市政策部長。

〔大勝孝雄都市政策部長 登壇〕

◎都市政策部長（大勝孝雄） 万代島旧水揚場跡地を整備活用する多目的広場は、平成30年のできるだけ早い段階での完成を目指しており、まずは3月に開催予定のいがた酒の陣での利用や、開港150周年を記念する各種記念イベントでの利用を予定しています。また、平成30年7月14日から10月8日までの87日間は、水と土の芸術祭2018のメイン会場として使用します。

本施設は、水産物の荷さばき施設を再活用するもので、民間施設の閉鎖により、町なかにおいて類似施設がない全天候型の屋内多目的広場と野外広場を整備するものです。この施設の整備により、港の風情や水辺を体感できる、ここでしか行えない音楽ライブや演劇、展示会、スポーツイベント、ノミの市など、多種多様なイベント開催が可能となり、冬場を含めた港や町なかのにぎわい創出に大きな効果をもたらすものと考えています。

また、現在、萬代橋周辺で行われているいがた総おどりや新潟ジャズストリート

など、数多くの既存イベントの会場としての利用も見込まれ、市内中心部に立地する地理的条件を生かし、町なかのイベント需要に、より柔軟に対応することが可能となります。既に地元企業など 12 団体から音楽ライブ、演劇、スポーツ教室、食のイベントなど、具体的な企画提案を受けており、水と土の芸術祭終了後も、西港周辺のにぎわい創出の拠点として、開港五港都市新潟のシンボルにしていきたいと考えています。

なお、将来的には、さらなるにぎわい創出のため、自主事業の企画実施なども念頭に、民間等のノウハウを活用した指定管理者制度の導入も検討していきます。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 やはり明確なお話はいただけませんでした。あれこれのイベントに使う等々の、希望的観測といいますか、それをお話しになっただけと受けとめています。水と土の芸術祭のメイン会場だけだというのは非常によくわかりました。その後がわからない。そこに 7 億 8,000 万円使って整備するということもわかりました。そうすると、この使い道を一体どうするのかというのはやはり疑問として残ります。

最後に 3、本庁の行政機能再編について伺います。

総務常任委員会所管事務調査での資料によりますと、（資料を手にとって示す）平成 32 年から平成 81 年までの 50 年間のシミュレーションでは、大和跡地再開発ビルに移転する場合のコストは 169 億円に対して、分館敷地に建てかえる場合は 199 億円、大和跡地再開発ビルのほうが 30 億円安くなるとしています。50 年で 30 億円とすれば、1 年間では 6,000 万円、1 カ月では 500 万円で、1 カ月の業務日数 21 日で割ると、1 日では約 24 万円になります。

（1）、交通費にとどまらない市民と職員の負担と、年間 6,000 万円との比較についてどう考えていますか。

○副議長（阿部松雄） 上村庁舎再編担当部長。

〔上村 洋 庁舎再編担当部長 登壇〕

◎庁舎再編担当部長（上村洋） 本庁機能の一部が再開発ビルに移転した場合、現在の分館、白山浦庁舎よりも庁舎間の距離が長くなり、職員の移動時間がふえること、また横づけできるような来庁者駐車場が確保できないなど、業務効率や利便性の面で幾つかのデメリットが生じると認識しています。

一方、防災拠点機能を最短かつコストを抑えながら確保でき、さらに災害時のリスク分散につながることで、古町地区の昼間人口がふえ、経済活動への刺激も相まって、町なかの活性化のきっかけになるといったメリットも生み出します。特に防災拠点機能の観点については、市民の安心、安全な暮らしに直結しますので、大きなメリットだと考えています。さきの熊本地震では、幾つかの自治体で庁舎が被災し、行政機能が麻痺したため、災害対応を初め、市民生活に大きな影響が出ました。本市において、このような事態は是が非でも避けなければいけません。

再開発ビルへの移転はデメリットも伴いますが、総合的に見てベストな選択だと考

えており、デメリットについては、さまざまな工夫によって最小となるよう努めていきます。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 この比較表では、職員の移動コスト、移動のためのバス等の交通費の試算は50年間で2億円としています。そして、市民の皆さんが民間駐車場を探したりすることも考えられる。職員はこのバス代等にとどまらない、移動にかかる時間的損失がある。そういった社会的損失についての試算もされたのでしょうか。

○副議長（阿部松雄） 上村庁舎再編担当部長。

〔上村 洋 庁舎再編担当部長 登壇〕

◎庁舎再編担当部長（上村洋） 試算としては参考までに行いました。

ただし、庁舎間の移動に関しての問題ですが、本館と再開発ビルといった面では移動がふえますが、その一方で、本館と分館、白山浦庁舎といった面で見ますと、部署が集約されることで移動がなくなるといったメリットも生み出されます。

また、先ほど申し上げた防災拠点機能が確保できることや、古町の活性化に資するといった面についてはメリットですが、数字としてコストに計上することができません。そのため、今回のシミュレーションにおいては、建設費や維持管理費などの実際に現金を伴う項目に絞ってシミュレーションしています。新しい庁舎の整備手法を検討する一つの材料としては十分と考えています。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 最後、（2）です。

本庁庁舎が建設されたのは1989年、建築後28年が経過しました。耐用年数を60年から70年と考えると、あと三十数年です。将来、本庁舎の建てかえ更新時の市役所庁舎のあるべき姿についてどう考えていますか。

○副議長（阿部松雄） 上村庁舎再編担当部長。

〔上村 洋 庁舎再編担当部長 登壇〕

◎庁舎再編担当部長（上村洋） インターネットや人工知能、ロボットなど、さまざまなIT技術が発達する現代において、議員御指摘の30年後は、これまでの30年間とは比較にならないほどのスピードで、あらゆる状況が変化していくと想定されます。

一方、市役所の庁舎は市民の安心、安全を確かなものにするための拠点であり、このことは将来のどの時点においても、あるべき姿の根本であると考えています。30年後の規模や場所、更新の手法など、具体的な姿はお示しできませんが、市民の安心、安全を守り、その時点での社会情勢やニーズなどにマッチした庁舎であることが必要であると考えています。

〔倉茂政樹議員 発言の許可を求む〕

○副議長（阿部松雄） 倉茂政樹議員。

〔倉茂政樹議員 登壇〕

◆倉茂政樹 もちろん 30 年後は私もこの世にいませんし、ここにおいで of 皆さんもほとんどいないかと思いますが、市民の役に立つ市役所像を忘れないでやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。（拍手）